

△令和6年度からの介護保険料が変わります。△

第9期介護後保険事業計画(令和6年度～令和8年度)では、3年間に必要なサービス事業量の推計を行うことで、介護保険料を算出することになります。

①介護保険の財源構成

介護保険を利用した場合、原則として費用の1割を利用者が負担(一定以上所得者の利用負担は2割または3割負担)し、残りの9割(給付費)は介護保険財源により賄われることになっています。

この介護保険財源は、公費と保険料で50%ずつを負担します。公費分は、国・県・村がそれぞれ分担して負担し、保険料は第1号被保険者及び第2号被保険者が負担します。

負担割合は、3年ごとに政令で定められており、第9期計画においては第1号被保険者が23%、第2号被保険者は27%となっています。

②第1号被保険者の介護保険料の算定

介護保険料は、今後3年間に必要な介護サービスの総費用の見込みと、65歳以上の高齢者の費用負担割合、第1号被保険者数により介護保険料基準額が算出され、所得段階区分に応じた保険料率に基づき算定します。

③所得段階区分の設定

第9期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の所得段階については、国の標準段階である13段階を基本とします。

なお、低所得層(第1段階・第2段階・第3段階)の負担軽減措置として、国・県・村の一般財源の投入により、保険料の軽減が継続して行われる見込みです。

介護保険料の段階と金額（令和6～8年度）

所得段階	対象者	保険料率	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護受給者または、世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者	0.285 (※0.455)	2,223	26,676
	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の人			
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.485 (※0.685)	3,783	45,396
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が120万円を超える人	0.685 (※0.69)	5,343	64,116
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の人	0.9	7,020	84,240
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円を超える人	1 (基準額)	7,800	93,600
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.2	9,360	112,320
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.3	10,140	121,680
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	11,700	140,400
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.7	13,260	159,120
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.9	14,820	177,840
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.1	16,380	196,560
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.3	17,940	215,280
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	2.4	18,720	224,640

※第1段階から第3段階については、低所得者保険料軽減強化負担金により、保険料基準額に対する割合を軽減しています。

※年金以外の合計所得金額に給与所得が含まれている場合、当該給与所得の金額（所得金額調整控除の適用がある場合は、給与所得の金額に所得金額調整控除の額を加えた額）から10万円を調整控除した後の金額を算定に用います。

※合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合、当該合計所得金額から10万円を調整控除した後の金額を算定に用います。

1. 65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料

介護保険の目的は「介護が必要になってでもできるかぎり改善を図っていく」「重度化を予防していく」「元気な高齢者がたくさん増えていく」ことにあります。

介護が必要なときに誰もが安心して介護保険サービス(介護保険給付)を上手に活用できるよう、40歳以上のみなさんが納めていただく保険料と公費で支えあっています。

保険料は、年齢による被保険者区分(第1号被保険者・第2号被保険者)により保険料の決め方や納め方が異なっています。

介護保険制度は、保険者(市町村)ごとに3か年を1期とした介護保険事業計画(高齢者人口、要介護認定者数を推計し、必要な介護サービス量を確保するもの)を策定し、給付に必要な財源として介護保険料を設定しております。

令和6~令和8年度の3か年(第9期介護保険事業計画)の65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、介護サービス等の給付に必要な費用のうち23%を負担していただくこととされており、本村の基準額(第5段階)は、年間93,600円(月額7,800円)に決定しました。弾力化による低所得者への配慮により、保険料縮減を図りました。

2. 介護保険料の納め方

介護保険料の納め方は、特別徴収(年金天引き)と普通徴収(納付書払い・口座振替)があり、原則特別徴収による納付となります。

毎年7月中に一年間の保険料額決定通知書を被保険者全員に普通郵便でお送りします。年度の途中で資格取得した場合や、保険料に変更があった場合は、月割賦課処理後、翌月中旬ごろに決定・変更通知書をお送りします。

※介護保険料は、特別徴収と普通徴収を被保険者自身が選択することはできません。

●特別徴収(年金天引き)

年金支給額が年間18万円(月額15,000円)以上のかたは、原則年金からの特別徴収となります。

老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金から介護保険料が天引きされます。手続きの必要はありません。

◎年金額が、年額18万円以上の場合でも、次の場合は、一定期間は普通徴収により納付していただきます。

- ・年度の途中で、65歳(第1号被保険者)になった場合
- ・年度の途中で、芸西村に転入してきた場合
- ・当初の保険料が変更されて、保険料の増額や減額があった場合
- ・年金担保、年金差し止め、現況届の未提出などで、年金が支給停止された場合 など

◎老齢福祉年金のかたは、特別徴収の対象となりませんので、普通徴収(納付書納付・口座振替)により納付してください。

●普通徴収(納付書納付・口座振替)

芸西村から納付書をお送りします。次の納付場所で納期限までに納付してください。

◎納付の場所など

- (1) 芸西村役場 出納室
- (2) 高知県農業協同組合、四国銀行、高知銀行、四国労働金庫
- (3) 四国内にある、ゆうちょ銀行(郵便局) ※納期限内の納付に限ります。
- (4) 全国のコンビニエンスストア ※コンビニ名は、納付書裏面に記載しています。
- (5) スマホアプリ ※アプリ名は納付書裏面に記載。ただし、30万円未満、納付期限内に限ります。

◎介護保険料の納付には口座振替が便利で安心です。ご希望の場合はお近くの金融機関窓口にて介護保険料通知書・通帳・金融機関届出印をお持ちください。

●併用徴収(年金天引き及び納付書納付)

次のような場合には、年度内で特別徴収と普通徴収の両方の納付方法となることがあります。

◎特別徴収となっている方で、年度途中で保険料の増額・減額があった場合

◎10月から特別徴収の開始・再開となった場合(被保険者本人のお手続きは必要ありません)

◎年金事情により特別徴収ができなくなった場合

3. 介護保険料の納め忘れに注意しましょう

介護保険制度は皆さまに納めていただく保険料によって成り立っています。保険料を納めない方がいると保険財政が厳しくなり、制度運営に支障をきたすことになります。

●納付が困難な場合は、早めにご相談ください。

災害・倒産・病気等により生活が著しく困窮し、納付が困難な場合には、申請により保険料が徴収猶予または減免されることがあります。

●災害など特別な事情がないにもかかわらず、保険料を滞納していると次のような措置がとられます。

◎滞納措置

介護サービスを利用するときの利用者負担は、通常かかった費用の1割、2割または3割です。ただし、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

・1年以上滞納した場合

介護サービスを利用したとき、いったん利用額の全額を自己負担することになります。

(申請により、後から保険給付分が支給されます)

・1年6か月以上滞納した場合

介護保険給付の一時差止や滞納保険料と保険給付との相殺がおこなわれます。

・2年以上滞納した場合

未納期間に応じて、利用者負担が3割または4割に引き上げられるほか、高額介護サービス費の支給、食費・居住費の減額がなくなります。

◎滞納処分

介護サービスの利用がない場合でも、滞納が続くと差押えなどの滞納処分の対象となります。

4. 介護保険料の社会保険料控除

1年間(1月1日～12月31日まで)に支払った介護保険料は、社会保険料控除(所得税・村県民税)の対象になります。

●納税者の介護保険料

●生計を一にする控除対象配偶者や扶養家族の介護保険料(特別徴収分は対象外)

○この件に関するお問い合わせ先
芸西村役場 健康福祉課 介護保険担当
〒781-5792
高知県安芸郡芸西村和食甲1262
Tel:0887-33-2112
Fax:0887-33-4035